

鎌倉税務署 からのお知らせ

問合せ

鎌倉税務署 個人課税第一部門
☎〇四六七―二二―五五九(代)

◆確定申告書は、自分で書いて提出はお早めに

税務署で、所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受付をします。土日祝日は開署していませんが、二月二十二日(日)・三月一日(日)に限り確定申告書の作成相談や受付をします。

駐車場は四月中旬までありません。車での来署はご遠慮ください。

なお、各申告書は郵送、税務署の時間外収受箱への投函により提出できます。

●受付期間

①所得税

二月十六日(月)～三月十六日(月)

※納税には安心・便利な口座振替をご利用ください。振替日は四月二日(水)です。

②消費税(個人事業者)

三月三十一日(火)まで

③贈与税

二月二日(月)～三月十六日(月)

●臨時提出所(提出のみ)

場所 イトーヨーカドー大船店一階

エスカレーター横

日時 二月十六日(月)～

三月十六日(月)十時～十六時

(土日、棚卸休館日は除く)

◆税理士会が行う小規模納税者等のための無料申告相談会

対象外 譲渡所得がある、相談内容

が複雑、所得金額が高額の場合(税務署で指導を受けるか、税理

士の有料相談を受けてください)

日時 二月三日(火)・四日(水)

九時三〇分～十六時(十二時～十

三時は除く。受付は十五時まで。

相談者多数の場合は早めに受付を終了します。)

場所 保育園・教育総合センター

◆インターネットを利用して

①e-Taxをご利用ください

平成二〇年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を添付するe-Taxを利用すると、所得税額から最高五千円の控除を受けられます(平成十九年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は受けられません)。

還付申告の場合は、三週間程度で

還付金を受け取ることができます。利用するには事前に利用開始の手続きをしてください。

e-Tax

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

②申告書を作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書なら郵送で税務署に提出できます。国税の情報も分かります。

国税庁 <http://www.nta.go.jp>

③国税のよくある質問・回答は

タックスアンサーホームページ <http://www.nta.go.jp/taxanswer>

税務課 からのお知らせ

問合せ 税務課

☎内線二五二

～二五三

◆所得税の確定申告を町役場でも受付

所得の種類が給与か年金のみで、医療費控除などの諸控除を受ける場合は、町役場でも所得税の申告相談をしています。

期間 二月十六日(月)～

三月十六日(月)(閉庁日は除く)

時間 九時～十六時

(十二時～十三時は除く)

場所 役場四階大会議室

対象外 事業所得、不動産所得、配当

所得、報酬に係る雑所得(原稿料や講演料等)、一時所得(生命保険契約等に基づく一時金等)、譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権等) 災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅借入金等特別控除等 (鎌倉税務署で申告してください)

◆仮収受

できあがっている所得税申告書・消費税申告書は、所得や控除の種類に関係なく、町役場税務課窓口で三月十六日(月)まで受け付けています。

◆住民税 住宅借入金等特別税額控除

平成十一年から平成十八年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受け、税源移譲の影響で所得税から控除しきれなかった額がある場合は、専用の「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで、住民税で税額控除を受けられます。

申告期間 二月十六日(月)～

三月十六日(月)

注意 確定申告をするかしないかによって、専用の申告書と添付書類が異なります。

申告書は、税務署や市区町村の税務課の窓口、町ホームページで入手できます。